

小戸三丁目建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び福岡市建築協定条例（昭和48年福岡市条例第28号）の規定に基づき、第5条に定める建築協定区域内における建築物の用途等に関する基準を協定し、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、小戸三丁目建築協定と称する。

(定義)

第3条 この協定における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）に定めるところによる。

(協定の締結)

第4条 この協定は、次条に定める建築協定区域の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする借地権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意により締結する。

(建築協定区域)

第5条 この協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）は、別添区域図に示す区域とする。

- (1) 協定区域：福岡市西区小戸三丁目1791番2ほか304筆 合計296区画
- (2) 協定区域の面積：70,524.83平方メートル

※協定の認可後、隣接地からの加入あり

(建築協定区域隣接地)

第6条 協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部にすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして協定区域の土地となることを協定区域の土地の所有者等が希望するものを建築協定区域隣接地（以下「隣接地」という。）に定め、その区域を別添区域図に示す区域とする。

- (1) 隣接地の区域：福岡市西区小戸三丁目1791番11ほか57筆 合計57区画
- (2) 隣接地の区域の面積：12,863.60平方メートル

(認可公告後に協定に加わる手続き)

第7条 隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、この協定の認可の公告のあった日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の全員の合意により、福岡市長に対して書面でその意思を表示することにより、この協定に加わることができる。

(建築物に関する基準)

第8条 協定区域内の建築物の用途のうち共同住宅については、次の各号に定める基準

に適合しなければならない。

- (1) 各住戸の床面積は33平方メートル以上とすること。
 - (2) 各住戸の居室（台所・食事室等は除く。）の数は、2以上とすること。
- （有効期間及び効力の継承）

第9条 この協定の有効期間は、福岡市長の認可の公告のあった日から10年間とする。

ただし、その期間満了前に第10条に定める委員会に対し、一以上の土地の所有者等からこの協定の内容の変更又は廃止の意思表示されない場合は、さらに10年間延長されるものとし、以後この例による。

- 2 この協定は、前項の認可の公告のあった日以後において、有効期間内に土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

（協定運営委員会）

第10条 この協定の運営に関する事項を処理するために小戸三丁目建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、土地の所有者等（所有権又は借地権を共有する者の場合は、その代表者。次条第6項で同じ。）の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

- 3 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任を妨げない。

（役員）

第11条 委員会には次の各号に定める役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長、会計及び監査は、委員の中から委員長が定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営に関する事務を総括する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

- 5 会計は、この協定の運営に関する経理事務を処理する。

- 6 監査は、委員会の財務状況及び執行状況を監査し、その結果を土地の所有者等に報告する。

- 7 委員会の運営、経費及び議事に関する必要な事項は、別に定める。

（協定違反した場合の措置）

第12条 委員長は、この協定に違反した者（以下「違反者」という。）があった場合には、委員会の決議に基づき、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為

を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

- 2 前項の請求があつた場合には、違反者は、これに従わなければならない。
- 3 違反者に対する措置については、有効期間満了後もなおその効力を有する。
(裁判所への提訴)

第 13 条 前条第 1 項の請求があつた場合において、違反者がその請求に従わないときは、委員長は、委員会の決議に基づき、その強制履行又は当該違反者の費用を以て第三者にこれをなさしめることを裁判所へ提訴するものとする。

- 2 前項の提訴の手續等に要する一切の費用等は、当該違反者の負担とする。
(協定の変更及び廃止)

第 14 条 この協定で定める協定区域、隣接地、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反した場合の措置を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、これを福岡市長に申請し、認可を受けなければならない。

- 2 この協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを福岡市長に申請し、認可を受けなければならない。
(委員会の承認)

第 15 条 協定区域に共同住宅に使用する建築物を建築しようとする者は、委員会へ建築計画承認申請書（様式第 1 号）により申請したうえで委員会の承認を得なければならない。

この場合において、法第 6 条で定める建築確認申請を要するものについては、建築確認を申請する前に委員会の承認を得なければならない。

- 2 土地の所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする借地権（以下「所有権等」という。）を移転する場合は、所有権等を移転する前に所有権等移転届（様式第 2 号）により委員会に届け出るとともに、新たに土地の所有者等になる者（以下「新たな土地の所有者等」という。）に対し、この協定を説明しなければならない。
- 3 新たな土地の所有者等は、前項の説明を受けた後に、この協定を継承する旨の約諾書（様式第 3 号）を委員会に届け出なければならない。

附 則

(効力の発生)

- 1 この協定は、福岡市長の認可の公告があつた日から効力を生じる。
(認可通知書の保管等)
- 2 この協定の認可後は、認可通知書（副）を委員長が保管し、その写しを土地の所有者等の全員に配布する。

小戸三丁目建築協定区域図

協定区域

**認可後、協定に加わる旨
意思の表示のあった土地**

隣接地

小戸三丁目建築協定区域図

1.8

1.9

1.33

小戸南公園

2562-3 2562-4 2562-5 2562-6 2562-7 2562-8

2562-9 2562-10 2562-11 2562-12 2562-13 2562-14 2562-15

2562-22 2562-21 2562-20 2562-19 2562-18 2562-17 2562-16

2562-28 2562-27 2562-26 2562-25 2562-24 2562-23

2562-29 2562-30 2562-31 2562-32 2562-33 2562-34

2571-4 2571-5 2571-6 2571-7 2571-8 2571-9

2571-29 2571-28 2571-27 2571-26 2571-25 2571-36

2571-30 2571-31 2571-32 2571-33 2571-34 2571-35

2571-55 2571-54 2571-53 2571-52 2571-51 2571-50

2571-56 2571-57 2571-58 2571-59 2571-60 2571-61

2571-81 2571-80 2571-79 2571-78 2571-77 2571-76

2571-82 2571-83 2571-84 2571-85 2571-86 2571-87

2571-124 2571-123 2571-122 2571-121 2571-120 2571-119

2571-125 2571-126 2571-127 2571-128 2571-129 2571-130

2571-136 2571-135 2571-134 2571-133 2571-132 2571-131

2571-137 2571-138 2571-139 2571-140 2571-141 2571-142

2571-148 2571-147 2571-146 2571-145 2571-144 2571-143

2571-149 2571-150 2571-151 2571-152 2571-153 2571-154

2571-160 2571-159 2571-158 2571-157 2571-156 2571-155

2571-161 2571-162 2571-163 2571-164 2571-165 2571-166

2571-182 2571-181 2571-180 2571-179 2571-178 2571-177

2571-183 2571-184 2571-185 2571-186 2571-187 2571-188

2562-12 2562-10 2563-10

2581-3 2581-9 2581-5 2581-7 2582-9 2582-8 2582-7

2581-8 2581-6 2582-6 2582-1 2582-4 2582-3

2581-2 2581-4 2581-6 2582-2

2571-167 2571-168 2571-169 2571-170 2571-171 2570-1

2571-176 2571-175 2571-174 2571-173 2571-172 2570-3

2571-189 2571-190 2571-191 2571-192 2571-193 2570-4

1811-9 1811-12 1811-8 1791-2

1811-11 1811-7 1791-16

1811-1 1811-5 1811-6 1791-18

1806-5 1791-33 1791-34 1791-35

1806-4 1791-52 1791-51 1791-50

1791-53 1791-54 1791-55 1791-56

1791-74 1791-73 1791-72 1791-71

1791-75 1791-76 1791-77 1791-78

1791-96 1791-95 1791-94 1791-93

1791-3 1791-4 1791-5 1791-6 1825-3 1791-7 1791-8

1791-15 1791-14 1791-13 1791-12 1791-10 1791-9

1791-19 1791-20 1791-21 1791-22 1791-23 1791-24 1791-25

1791-32 1791-31 1791-30 1791-29 1791-28 1791-27 1791-26

1791-36 1791-37 1791-38 1791-39 1791-40 1791-41 1791-42

1791-49 1791-48 1791-47 1791-46 1791-45 1791-44 1791-43

1791-57 1791-58 1791-59 1791-60 1791-61 1791-62 1791-63

1791-70 1791-69 1791-68 1791-67 1791-66 1791-65 1791-64

1791-79 1791-80 1791-81 1791-82 1791-83 1791-84 1791-85

1791-92 1791-91 1791-90 1791-89 1791-88 1791-87 1791-86

2571-1 2571-2 2571-3 2571-4 2571-5 2571-6 2571-7 2571-8 2571-9 2571-10 2571-11 2571-12 2571-13 2571-14 2571-15 2571-16 2571-17 2571-18 2571-19 2571-20 2571-21 2571-22 2571-23 2571-24 2571-25 2571-26 2571-27 2571-28 2571-29 2571-30 2571-31 2571-32 2571-33 2571-34 2571-35 2571-36 2571-37 2571-38 2571-39 2571-40 2571-41 2571-42 2571-43 2571-44 2571-45 2571-46 2571-47 2571-48 2571-49 2571-50 2571-51 2571-52 2571-53 2571-54 2571-55 2571-56 2571-57 2571-58 2571-59 2571-60 2571-61 2571-62 2571-63 2571-64 2571-65 2571-66 2571-67 2571-68 2571-69 2571-70 2571-71 2571-72 2571-73 2571-74 2571-75 2571-76 2571-77 2571-78 2571-79 2571-80 2571-81 2571-82 2571-83 2571-84 2571-85 2571-86 2571-87 2571-88 2571-89 2571-90 2571-91 2571-92 2571-93 2571-94 2571-95 2571-96 2571-97 2571-98 2571-99 2571-100 2571-101 2571-102 2571-103 2571-104 2571-105 2571-106 2571-107 2571-108 2571-109 2571-110 2571-111 2571-112 2571-113 2571-114 2571-115 2571-116 2571-117 2571-118 2571-119 2571-120 2571-121 2571-122 2571-123 2571-124 2571-125 2571-126 2571-127 2571-128 2571-129 2571-130 2571-131 2571-132 2571-133 2571-134 2571-135 2571-136 2571-137 2571-138 2571-139 2571-140 2571-141 2571-142 2571-143 2571-144 2571-145 2571-146 2571-147 2571-148

